

令和3年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業 委託業務に係る仕様書

1 趣 旨

えひめ愛フード推進機構は J A 全農えひめと連携し、愛媛県産農畜産物及び加工品の認知度向上と消費拡大を図るため、PR 効果の高い広報媒体を用いて、本県の豊かな食材・食文化、農業者等の「えひめの食」の普及促進活動を実施する。

2 概 要

(1) 実施内容

県内における地産地消意識の向上を図り、県産食材の消費拡大に寄与するテレビ番組制作に関する企画、制作、放映を一括して行う。

① 想定する PR 対象者について

愛媛県内在住の親子（主に小学生）

②放送について

○内容

- ・旬の愛媛県産農畜産物（米、麦、野菜、果樹、畜産物等）や加工品、また、農業者の思いや産地の背景などの情報をわかりやすく消費者に伝えることで愛媛県産品のファンをつくり、消費拡大を図る内容とする。
- ・畜産品、夏野菜、秋の旬菜、冬の柑橘、はだか麦は必ずテーマとして扱うこと。

○放送分量

- ・年間トータル 90 分以上を目安とする。（但し再放送は除く。）
- ・放送は 1 回あたり 15 分以上とする。
- ・想定する放映回数は畜産品 1 回、夏野菜 1 回、秋の旬菜 2 回、冬柑橘 1 回、米麦 1 回以上の計 6 回以上とすること。
- ・1 回の放送あたり 2 品目以上とりあげること。

○番組構成・企画立案

- ・単純な農産物や農家の紹介ではなく、家族で楽しめるコンテンツを企画すること。
例：直売所を舞台にクイズ形式で子供に指定産品を持ってきてもらう等
- ・委託者及び J A 全農えひめと協議のうえコーナー構成・企画・取扱品目を決定し、原則として現地取材を実施すること。
- ・各種イベント情報などの PR 枠とプレゼント枠を設けること。

○その他

- ・SNS を用いたプレゼント企画を行うこと。（月 1 回、計 6 回程度）
- ・番組内で使用する農産物等の購入、出演者との調整は受託者が行うこと。
- ・多くの人が視聴する時間帯に放送すること。

③その他の広報媒体

- ・放映内容については、SNS やアプリ等でも紹介するなど、複数の広報媒体を効果的に活用し、相乗効果を図ること。

(2) 実施時期

契約締結の日～令和4年3月31日までの間

3 事業実施主体（委託者）

えひめ愛フード推進機構

4 その他の留意事項

- ・本業務により制作、放送した TV 番組の著作権は委託事業者に帰属する。ただし、えひめ愛フード推進機構及び J A 全農えひめによるコンテンツ（可能な部分のみ）の利用について、ホームページでの掲載や、地産地消意識の促進や食育の推進を目的とするイベント等での利用など、営利を目的としない場での二次的利用は、これを可とする。なお、二次利用可能期間は、契約期間及び契約終了後 1 年間とする。